



2021年度 9月実施

金融窓口サービス技能検定

1級 実技試験

実施日◆2021年9月12日(日)

試験時間◆13:30~15:30(120分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、事例問題4題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2021年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡ししてください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○10月25日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。

また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、またはスマートフォン向けページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/>)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2021年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
2. 問題文中の制度名等については、以下のような略称を用いています。
 - ・教育資金の一括贈与の非課税措置＝直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置
 - ・金融ADR制度＝金融分野における裁判外紛争解決制度
 - ・つみたてNISA＝非課税累積投資契約に係る非課税措置
 - ・NISA＝非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置
3. 問題は、【第1問】から【第4問】まであります。
4. 各問の問題番号は通し番号となっており、《問1》から《問15》までとなっています。
5. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
6. 解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるように明瞭に記入してください。
7. 問題文中の「キンザイ銀行」は、外国銀行支店ではなく、金融商品取引法上の「登録金融機関」の登録を受けているものとします。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問4》）に答えなさい。

《設 例》

2021年9月、キンザイ銀行緑町支店の相談業務窓口にて、預金窓口担当者から「当行で預金口座をお持ちのAさまが、ご家族やお孫さまへの資金援助や贈与について話を聞きたいとのことですので」という案内があり、相談業務担当者Mが対応することとなった。以下は、ヒアリングから得たAの情報である。

〔Aの属性・家族構成〕

- ・ 生年月日：1951年5月15日（70歳）
- ・ 職 業：無職（年金受給者）
- ・ 家族構成：妻B（69歳、年金受給者、Aと同居している）
長女C（42歳、専業主婦）は、長女Cの夫D（42歳、会社員）、孫E（16歳、高校生）の3人でA宅の近所に暮らしている。
Aに他の子や孫はいない。

〔Aの資金援助・贈与に関する意向〕

- ・ 孫Eへ教育資金の援助を検討しており、適用期間が延長された教育資金の一括贈与の非課税措置に興味を持っている。
- ・ 長女Cへ円滑に資産を残す方法について知りたい。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Aの意向を受けて、Mは、教育資金の一括贈与の非課税措置について説明した。

下記の文章の1～4のうち、内容が適切なものには○印を、不適切なものには×印を、
解答用紙に記入しなさい。なお、本問において、金銭等の贈与は2021年4月1日以後
に行われたものとする。

1. 教育資金の一括贈与の非課税措置とは、直系尊属から子・孫に対して教育資金の贈与を行う際に、一定の要件を満たす場合、受贈者1人につき2,000万円までは贈与税が非課税となる制度で、2020年度税制改正により2025年3月31日まで適用期間が延長された。
2. 贈与者から金銭等の贈与を受けた年の前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合、贈与を受けた年分について、教育資金の一括贈与の非課税措置の適用を受けることができない。
3. 教育資金管理契約の期間中に贈与者が死亡し、その死亡日において受贈者が23歳以上の場合、原則として、その死亡日における非課税抛出額から教育資金支出額（学校等以外の者に支払う場合は500万円を限度とする）を控除した残額のうち、その死亡前3年以内に当該贈与者から取得した信託受益権等の価額で当該措置の適用を受けたものに対応する金額を相続財産に加算する。
4. 教育資金管理契約の期間中に贈与者が死亡し、教育資金に係る相続税の課税関係が生じた場合、受贈者が贈与者の孫（代襲相続人ではない）であっても、贈与者の死亡日における非課税抛出額から教育資金支出額（学校等以外の者に支払う場合は500万円を限度とする）を控除した残額に係る相続税額について、相続税額の2割加算の規定は適用されない。

《問2》 Mは、Aに、暦年贈与および相続時精算課税制度について説明した。下記の文章の I～IVのうち、内容が適切なものはいくつあるか、解答用紙に記入しなさい。

- I. 暦年課税において、1月1日から12月31日までの1年間に複数の者から贈与を受けた場合、その年分の贈与税の課税価格から控除できる基礎控除額は、「贈与者の人数×110万円」で算出した額となる。
- II. 暦年課税において、1月1日から12月31日までの1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額以下の場合、贈与税の申告は不要である。
- III. 相続時精算課税制度の適用対象者の要件として、贈与者は贈与を行った時点で50歳以上の父母または祖父母であること、受贈者は贈与を受けた時点で20歳以上の者のうち、贈与者の直系卑属である推定相続人または孫であることが挙げられる。
- IV. 相続時精算課税制度は贈与者ごとに選択することができるが、当該制度を選択した年分以後は、その選択に係る贈与者が亡くなる時まで継続して適用され、暦年課税を選択することはできない。

《問3》 ヒアリングを重ねるうちに、Aが暦年贈与に興味を持ったため、Mは、キンザイ銀行で取り扱っている生命保険を利用した生前贈与を提案した。Mの説明に関し、次の(1)および(2)について答えなさい。

(1) 下記の〈資料〉の空欄㉠～㉥に入る語句を、次の〔語句群〕から選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

〈資料〉 Z生命保険会社 一時払生存給付金付終身保険 (米ドル建て)

◆仕組み図 生前贈与プラン
(生存給付金年1回払い・受取回数10回、積立利率保証期間9年、終身保障部分なし)

【契約概要 (抜粋)】

この保険は金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率等に基づき生存給付金額等を定める仕組みの保険料一時払方式の生存給付金付終身保険です。生存給付金支払日に被保険者が生存している場合は生存給付金が支払われ、保険期間中に被保険者が死亡した場合は未払いの生存給付金(積立金額)が死亡保険金として支払われます。死亡保険金(指定外貨建て)と既払いの生存給付金(指定外貨建て)との合計額は、一時払保険料(指定外貨建て)を下回ることはありません。

終身保障部分を付加しないことで、10回目の生存給付金支払日が到来したときに保険契約が消滅し、積立利率保証期間を更新しない代わりに一時払保険料の全額を贈与することができます。

※生存給付金額は保険契約時に指定外貨建てで確定し、生存給付金の合計額は、一時払保険料(指定外貨建て)の100%を上回ります。円貨支払特約を付加している

場合は為替相場の影響を受けるため、例えば、初回の生存給付金受取時よりも2回目の受取時に (㉞) になると、円換算後の受取額が増えます。

○付加することができる特約

保険料円貨入金特約・円貨支払特約

→保険料円貨入金特約・円貨支払特約を付加する場合、為替手数料が為替レートに反映されており、為替手数料はお客さまの負担となります。また、(㉟) (対顧客電信相場仲値) はZ生命保険会社所定の金融機関が公表する値となります。

為替レート	保険料円貨入金特約	(㉟) + 50 銭
	円貨支払特約	(㊱) - 50 銭

○解約返戻金額について

解約返戻金額は、「積立金額 × (1 - (㊲) 率) - 解約控除の額」で算出します。(㊲) とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を、解約返戻金額に反映させる手法で、解約時の市場金利が、契約時等に比べて上昇した場合、解約返戻金額は (㊳) することがあります。

[語句群]

A. 円安	B. 円高	C. TTM	D. TTS	E. TTB
F. 市場価格調整	G. ソルベンシー・マージン			
H. EV (エンベディッド・バリュー)	I. 増加	J. 減少		

(2) Mは、Aに、米ドル/円の為替レートについて説明した。下記の文章の1~4のうち、内容が適切なものには○印を、不適切なものには×印を、解答用紙に記入しなさい。

1. 米国が政策金利を引き上げることにより、米国と日本との実質金利差が拡大することは、一般に、円安・ドル高の要因となる。
2. 日本の物価上昇率が米国の物価上昇率を上回った場合、一般に、円高・ドル安の要因となる。
3. 日本の対米国経常収支の黒字幅が拡大した場合、一般に、円安・ドル高の要因となる。
4. 日本の景気が好転して日本企業の株価が上昇し、外国投資家から日本への投資の動きが強まることは、一般に、円高・ドル安の要因となる。

《問4》 Mは、Aが、＜資料＞のZ生命保険会社の一時払生存給付金付終身保険を下記の【条件】で契約した場合に係る課税関係について説明した。下記の文章の(1)～(4)のうち、内容が適切なものには○印を、不適切なものには×印を、解答用紙に記入し、×印を記入したものについては、その理由を具体的に記述しなさい。

【条件】

保険の種類：一時払生存給付金付終身保険（米ドル建て） 生前贈与プラン
（生存給付金年1回払い・受取回数10回、積立利率保証期間9年、終身保障部分なし）

保険契約者（＝保険料負担者）・被保険者：A

生存給付金受取人・死亡保険金受取人：長女C

※保険料円貨入金特約・円貨支払特約を付加し、保険料の支払および生存給付金等の受取りは円貨で行う。

※Cは他に生前贈与を受けていない。

※上記以外の条件は考慮しないものとする。

- (1) 外貨建終身保険は、保険業法上の特定保険契約に該当するため、Aさまが支払った一時払保険料は、一般の生命保険料控除の対象となりません。
- (2) Aさまが、当該終身保険を保険期間の初日から5年を超えた時点で解約し、解約返戻金に係る差益が生じた場合、当該差益は源泉分離課税の対象となります。
- (3) Aさまの相続により財産を取得したCさまが、Aさまの相続開始前3年以内に生存給付金を受け取っていた場合、当該給付金は相続税の課税対象となります。
- (4) Aさまが保険期間中に亡くなられた場合、Cさまが受け取る死亡保険金は、「500万円×法定相続人の数」の算式で算出した金額を限度として、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることができます。

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問5》～《問8》）に答えなさい。

《設 例》

個人顧客A（30代・男性）は、子どもが生まれたことから家族のために生命保険の加入を考えている。以前、キンザイ銀行緑町支店で資産運用の提案を受けたことがあるため、生命保険についても相談しようと思い同支店を訪れた。今回、資産運用相談担当者S（生命保険募集人の資格を有している）がAを担当することとなった。

以下は、AとSの会話の一部である。なお、Aの意向はヒアリング済みであり、①弊害防止措置等に係る事前同意等を得ている。

A：現在は、勤務先の団体定期保険にのみ加入しているのですが、先日子どもが生まれたこともあり、生命保険について検討したいと思っています。

S：かしこまりました。Aさまのご意向はお伺いしておりますので、本日はいくつかの保険商品をご提案させていただきます。まずは、こちらをご覧ください。

～Sは、契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレットを用いてキンザイ銀行で取り扱っている保険商品の特徴を説明した～

A：②保険商品によって保険期間、保障内容や付加することができる特約が異なるのですね。

S：おっしゃるとおりです。Aさまのニーズやお考えに合わせて内容を組み合わせることができます。

A：私は、少しでも保障額を多くしたいのですが、保険料も高くなりますね。万が一、途中で支払が難しくなってしまうたら解約するしかないのでしょうか。

S：いいえ、解約してしまいますと保障がなくなってしまうため、③保険内容等を変更して保険契約を継続することも可能です。

（中略）

S：保険商品についてはおおむねご理解いただけましたでしょうか。なお、保険商品のご契約にあたっては、④クーリング・オフ制度や金融ADR制度がございますので、併せてご確認ください。

A：わかりました、家族とも相談してみます。

S：本日はありがとうございました。またのご来店をお待ちしております。

※キンザイ銀行は、複数の生命保険会社と代理店委託契約を締結している。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問5》 設例の下線部①に関し、銀行窓口で保険商品の募集を行う際の弊害防止措置等に関する下記の文章の（１）～（４）のうち、内容が適切なものには○印を、不適切なものには×印を、解答用紙に記入し、×印を記入したものについては、その理由を具体的に記述しなさい。

- （１） 保険募集の制限先規制に該当する顧客から保険申込みを受けた場合、銀行（保険募集代理店）は引受保険会社から保険募集手数料等の報酬を受け取ることはできないが、顧客と引受保険会社との契約自体は有効に成立する。
- （２） 保険業法上、非公開金融情報とは、顧客の属性に関する情報（氏名、住所、生年月日等）および預金、為替取引、資金の借入等に関する情報をいい、銀行取引を通じて得た顧客の非公開金融情報を保険募集に利用する場合、書面その他適切な方法により顧客の事前同意を得る必要がある。
- （３） 事業性資金の貸出先で、かつ、常時使用する従業員が50人以下の企業の役員および従業員は、原則として、保険募集の制限先規制の対象となるが、特例地域金融機関の場合には同規制の対象となる要件のうち、従業員数が50人以下から30人以下に緩和されている。
- （４） 定期保険および平準払終身保険は融資担当者分離規制の対象商品であり、事業性資金の融資担当者（特例地域金融機関を除く）は、原則として、当該保険募集に関するすべての業務を行うことができない。

《問6》 設例の下線部②に関し、Sは、Aに、生命保険における各種特約の一般的な商品性について説明した。下記の文章の1～4のうち、内容が適切なものには○印を、不適切なものには×印を、解答用紙に記入しなさい。なお、本問において、保険契約者（＝保険料負担者）と被保険者は同一人であるものとする。

1. 収入保障特約とは、被保険者が亡くなった場合、保険金受取人が保険金を年金形式で受け取る特約です。保険金を一時金として受け取ることもできますが、受取額は年金形式で受け取る総額よりも少なくなります。
2. 2012年1月1日以後に締結した生命保険契約に中途付加した傷害特約の保険料は、中途付加した年分から一般の生命保険料控除の対象となります。
3. リビング・ニーズ特約とは、被保険者が余命6カ月以内と判断された場合、所定の範囲内で死亡保険金の全部または一部を請求することができる特約で、被保険者がリビング・ニーズ特約に基づいて受け取る特約保険金は、雑所得として課税対象となります。
4. 先進医療特約では、先進医療特約を契約（中途付加）した時点で厚生労働大臣により定められていた先進医療が給付の対象となり、契約後に定められた先進医療は、給付の対象となりません。

《問7》 設例の下線部③に関し、Sは、Aに、保険料の払込みが困難な場合に保険契約を継続する方法について説明した。下記の文章の空欄㉑～㉕に入る語句を、解答用紙に記入しなさい。

払込保険料の負担を軽減するため、所定の範囲内で主契約または特約の保障額を減額する方法があります。また、保険料の払込みを中止して、その時点での解約返戻金相当額を基に保険内容を変更する方法もあります。例えば、(㉑) 保険という元の保険契約の保障額と同額の一時払定期保険に変更する方法や、(㉒) 保険という元の保険契約から保険期間は変えずに、保障額が少なくなる保険（元の主契約と同種類の保険もしくは養老保険等）に変更する方法があります。(㉑) 保険や (㉒) 保険に変更した場合、一般に、元の主契約に付加されていた特約は (㉓) します。なお、変更後に保険会社が定める期間内であれば、元の保険契約に戻せる場合もあり、一般に、これを保険契約の (㉔) といいます。

《問8》 設例の下線部④に関し、次の（1）および（2）について答えなさい。

- （1） Sは、Aに、保険業法に定めるクーリング・オフ制度について説明した。下記の文章の空欄㉗～㉙に入る語句の組合せとして、次の1～4のうち最も適切なものはどれか、その番号を、解答用紙に記入しなさい。

保険契約者の保護のために、保険契約の申込みや契約締結後であっても、一定期間は申込みの撤回や解除を行うことができるクーリング・オフ制度があります。クーリング・オフを行う場合、申込日またはクーリング・オフに関する事項を記載した書面を受け取った日のいずれか遅い日（㉗）以内に保険契約の申込みの撤回等に係る書面を（㉘）に送付する必要があります。なお、クーリング・オフの効力は、当該書面（㉙）ときに生じます。ただし、クーリング・オフ制度の適用には一定の条件があり、保険期間が1年以下の保険契約の場合や、保険契約にあたり保険会社が指定した医師による診査が終了している場合等には適用されません。

- | | | |
|----------------|----------|--------------|
| 1. ㉗の翌日から8営業日 | ㉘保険募集代理店 | ㉙を保険契約者が発信した |
| 2. ㉗から起算して8営業日 | ㉘保険募集代理店 | ㉙が（㉘）に到着した |
| 3. ㉗から起算して8日 | ㉘保険会社 | ㉙を保険契約者が発信した |
| 4. ㉗の翌日から8日 | ㉘保険会社 | ㉙が（㉘）に到着した |

- （2） 金融ADR制度に関する下記の文章のⅠ～Ⅳのうち、内容が適切なものはいくつあるか、解答用紙に記入しなさい。

Ⅰ. 銀行窓口における生命保険募集時の説明・対応を原因とする苦情、紛争解決のあっせん等に係る指定紛争解決機関として、一般社団法人全国銀行協会および一般社団法人生命保険協会が指定を受けている。

Ⅱ. 一般社団法人生命保険協会が設置する生命保険相談所では、保険契約者等から苦情の申出があった際に、必要な助言あるいは和解のあっせんを行い解決の促進を図るが、苦情の申出から原則3カ月が経過しても、保険契約者と保険会社の当事者間で解決に至らない場合、保険契約者から裁定審査会に裁定を申し立てることができる。

Ⅲ. 保険契約者等が生命保険相談所の裁定審査会に裁定を申し立てる場合、裁定対象となる保険契約の保険金額に応じて定められた申立金を支払う必要がある。

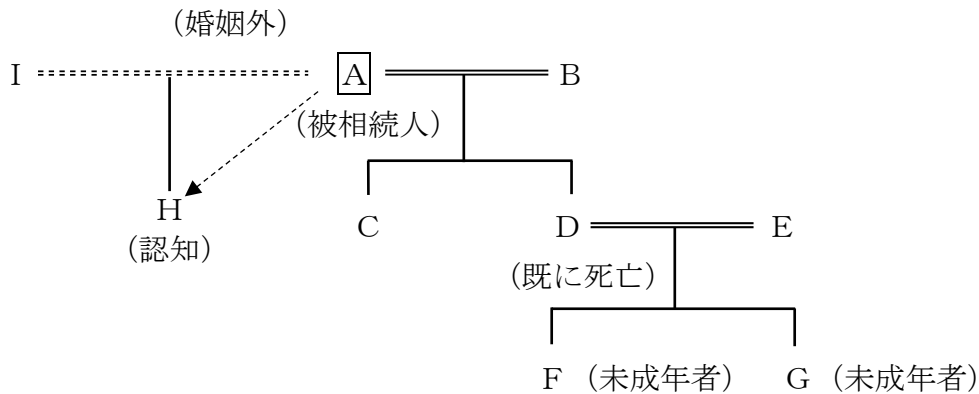
Ⅳ. 指定紛争解決機関による紛争解決手続は、原則として非公開で行われるが、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許可することができる。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問9》～《問11》）に答えなさい。

《設例》

キンザイ銀行緑町支店では、窓口で相続に関する相談が増えていることから、行員のスキルアップおよびコンサルティング技能の向上のため、相続についての研修会を実施することとなった。今回、研修担当者Kは、下記の【親族関係図】および[Aに関する情報]等をもとに相続に関する研修を行った。

【親族関係図】



[Aに関する情報]

- ・ Aは2021年8月1日に死亡し、子DはAの相続開始前に既に死亡している。
- ・ Aには婚姻外で生まれ、出生時に認知した子Hがいる。
- ・ Aは妻Bと同居し、生計を一にしていた。
- ・ Aは生前、相続人に対して生前贈与等を行っていない。

[Aの主な相続財産（相続税評価額）]

1. 現預金 : 3,000万円
2. 証券・株式 : 500万円
3. 自宅 ①土地 : 6,500万円
②建物 : 500万円
4. 死亡保険金 : 1,300万円（下記の生命保険契約によるもの）

[Aが加入していた生命保険に関する資料]

保険の種類 : 終身保険
契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : A
死亡保険金受取人 : B
死亡保険金額 : 1,300万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問9》 Kは、【親族関係図】等をもとに相続人の範囲、法定相続分および遺留分について説明した。下記の文章の空欄㉠～㉤に入る語句等を、解答用紙に記入しなさい。なお、本問において、特別受益は考慮しないものとする。

民法では被相続人の配偶者は常に相続人になるとされており、妻Bは相続人となります。その他に、Aには相続人として子C、DおよびHがいますが、DはAの相続開始前に亡くなっていますので、Dの子であるFとGが代襲相続人となります。相続人の法定相続分について、Bは（㉠）、Cは（㉡）、Hは（㉢）、FおよびGは各々（㉣）となります。仮に、Aが「Cに現預金、証券・株式、自宅（土地・建物）をすべて相続させる」旨の遺言書を作成していた場合、他の相続人はCに対して遺留分侵害額請求権を行使することができます。ただし、遺留分侵害額請求権は、遺留分権利者が自己のために相続の開始および遺留分を侵害する贈与または遺贈があったことを知った時から（㉤）年間行使しない場合には時効によって消滅する点に注意が必要です。遺留分は（㉥）以外の相続人に認められているもので、仮に、遺留分を算定するための財産の価額を1億2,000万円とした場合、Bの遺留分の額は（㉦）万円、Hの遺留分の額は（㉧）万円となります。

《問10》 Kは、研修会に参加した行員から「先日、窓口で被相続人に多額の債務があった場合の対応について相談を受けました。そのため、相続放棄や限定承認についても確認したいです」との申出を受けた。Kの説明に関する下記の文章の1～4のうち、内容が適切なものには○印を、不適切なものには×印を、解答用紙に記入しなさい。

1. 被相続人に多額の債務があり、被相続人の資産だけでは当該債務の弁済に不足することが明らかな場合、相続人は相続放棄を行うことが考えられます。相続放棄を行った者は、当該相続に関して放棄を行った時から相続人ではなくなります。
2. 被相続人の債務額が不明な場合、相続人は限定承認を行うことが考えられます。限定承認とは、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務および遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認を行うものです。
3. 限定承認または相続放棄を行うためには、原則として、相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時から3カ月以内に、家庭裁判所にその旨を申述する必要があります。
4. 相続放棄の申述は相続人が単独で行うことができますが、限定承認の申述は相続人全員が共同して行う必要があります。

《問11》最後に、Kは、【親族関係図】等をもとに遺産分割協議について説明した。下記の文章の（１）～（４）のうち、内容が適切なものには○印を、不適切なものには×印を、解答用紙に記入し、×印を記入したものについては、その理由を具体的に記述しなさい。

- （１）遺産分割協議の対象となる財産には、妻Bの受け取る死亡保険金も含まれます。
- （２）妻Bは、相続開始時に居住していたA所有の自宅（建物）について、遺産分割協議等により、自宅の土地・建物そのものを取得するのではなく、建物の全部について無償で使用および収益をする権利（配偶者居住権）を取得することができます。
- （３）代襲相続人である未成年者FとGについては、親権者であるEがFおよびGを代理して遺産分割協議を行うこととなります。
- （４）遺産分割協議はAの共同相続人全員で行う必要があり、遺産分割協議の成立後に遺産分割協議書に基づき相続登記を行う場合、当該遺産分割協議書には相続人全員の実印での押印が必要となります。

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問12》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

2021年9月、キンザイ銀行緑町支店の相談業務窓口に個人顧客Aが来店し、資産運用相談担当者Sが対応することとなった。今回、Aは、定期預金が満期を迎えるため、特定口座（源泉徴収あり）でYファンドおよびZファンドの購入を検討しているとのことである。以下は、ヒアリングから得たAの情報である。

〔Aの属性・家族構成〕

- ・生年月日：1971年8月2日（50歳）
- ・職 業：会社員（年収850万円）
- ・家族構成：独身。都内で一人暮らしをしており、遠方に父母が住んでいる。

〔Aと緑町支店との取引状況〕

- ・普通預金：300万円
- ・定期預金：500万円（このうち250万円が満期を迎える）
- ・投資信託：2021年5月にキンザイ銀行で新たにNISA口座を開設し、つみたてNISAを利用して追加型株式投資信託のXファンドを毎月積み立てている。特定口座（源泉徴収あり）もNISA口座と同時に開設したが、まだ買付は行っていない。

〔Aの投資に関する意向〕

- ・定期預金の満期金250万円で、新たにYファンドとZファンドを特定口座（源泉徴収あり）で購入したいと考えている。投資対象の異なる投資信託を保有することで、投資リスクの分散を図りたい。
- ・国内だけではなく、海外の資産を投資対象とする投資信託に興味を持っている。

※本問において、NISA口座内に設定される累積投資勘定を「つみたてNISA勘定」という。

※Aは一般投資家であるものとする。

※《設例》および次ページ以降の〈資料1〉から〈資料3〉を考慮して、各問に従うこと。

<資料1> YファンドおよびZファンドの交付目論見書（一部抜粋）

Yファンドの交付目論見書

【商品分類・属性区分（一部抜粋）】

商品分類			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
追加型	海外	債券	インデックス型

属性区分					
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
投資信託証券 (債券 一般 クレジット属 性(高格付債))	年1回	グローバル (日本除く)	ファミリー ファンド	なし	その他 (世界国債インデック ス(除く日本、円換算 ベース))

【Yファンドの目的・特色】

F T S E世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果を目指して運用を行います。また、海外の公社債のなかから投資適格債券を実質的な主要投資対象とすることで、安定的な収益の確保を目指します。

Zファンドの交付目論見書

【商品分類・属性区分（一部抜粋）】

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	不動産 (リート)	その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	年4回 (1・4・ 7・10月)	日本	ファミリー ファンド

【Zファンドの目的・特色】

日本国内のJ-R E I T（上場不動産投資信託）に投資し、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。不動産市況や個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

<資料2> YファンドおよびZファンドの予想収益率

【Yファンド・Zファンドの予想収益率】

	生起確率	Yファンドの 予想収益率	Zファンドの 予想収益率
シナリオ①	40%	▲2%	12%
シナリオ②	30%	2%	6%
シナリオ③	30%	4%	▲8%

※「▲」はマイナスを表している。

※上記以外の条件は考慮しないものとする。

<資料3> Zファンド購入時および初回の分配金受取時の条件

【条件】

Aは、2021年9月に特定口座（源泉徴収あり）でZファンド（分配金受取コース）を100万円分（購入時手数料を含む）購入し、同年10月に初回の分配金が支払われた。

- ・購入金額：1,000,000円（購入時手数料を含む）
- ・購入時基準価額：10,000円
- ・購入時手数料：購入価額の2.2%（税込）
- ・10月期決算前の個別元本：10,000円
- ・10月期決算による分配落ち後の個別元本：9,950円
- ・収益分配金（10月期、税引前）：200円
- ・税区分：課税扱いとし、税率は現行税率を適用すること

※条件中の金額は、1万口当たりの金額である。

※上記以外の条件は考慮しないものとする。

《問12》 つみたてNISAに関する下記の文章の空欄㉗～㉙に入る語句等を、解答用紙に記入しなさい。

つみたてNISA勘定の投資対象商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られており、公募株式投資信託の場合、購入時手数料（販売手数料）がゼロ（ノーロード）であること、（㉗）が一定水準以下であること、顧客一人ひとりに対して、当該顧客が過去（㉘）年間に負担した（㉙）の概算金額を通知すること、信託契約期間が無期限または（㉚）年以上であること等の要件をすべて満たす必要がある。つみたてNISA勘定の非課税投資枠は年間（㉛）万円を上限とし、非課税期間は当該つみたてNISA勘定が設けられた日の属する年の1月1日から最長20年間となっている。なお、2020年度税制改正により、つみたてNISA勘定の開設可能期間は、（㉜）年まで延長された。

《問13》 <資料1>に関する下記の文章の1～4のうち、内容が適切なものには○印を、不適切なものには×印を、解答用紙に記入しなさい。

1. FTSE世界国債インデックス（除く日本）とは、世界主要国の国債を投資対象とした時価総額加重平均型の債券インデックス（指数）で、債券投資の際のベンチマークとして広く採用されている。
2. ファミリーファンドとは、複数の投資信託の資金をまとめてベビーファンドで運用する方法で、一般の投資家はマザーファンドと呼ばれるファンドを購入し、マザーファンドで集めた資金をベビーファンドに投資する仕組みとなっている。
3. J-REIT（上場不動産投資信託）の分配金に係る配当所得は、確定申告において総合課税を選択することで、配当控除の適用を受けることができる。
4. J-REIT（上場不動産投資信託）は、不動産投資法人が投資証券や投資法人債を発行して投資家から資金調達を行うことはできるが、金融機関から融資を受けることはできない。

《問14》 Sは、Aに、YファンドとZファンドを購入した場合のポートフォリオについて説明した。Sの説明に関し、次の（1）および（2）について答えなさい。

（1） <資料2>に基づいて、YファンドとZファンドをそれぞれ6：4の割合で購入した場合のポートフォリオの期待収益率を求め、解答用紙に記入しなさい。なお、計算結果に端数が生じる場合、表示単位の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで記入すること。

（2） <資料2>に基づいて、YファンドとZファンドをそれぞれ6：4の割合で購入した場合のポートフォリオの標準偏差として、次の1～4のうち最も適切なものはどれか、その番号を、解答用紙に記入しなさい。なお、計算結果に端数が生じる場合、表示単位の小数点以下第3位を四捨五入すること。

1. 1.85%
2. 2.02%
3. 3.27%
4. 4.07%

《問15》 Sの説明を受けて、Aは、特定口座（源泉徴収あり）でYファンドおよびZファンドを購入した。<資料3>の【条件】で、Zファンドの収益分配金を初めて受け取った場合の手取額（税引後）を求め、解答用紙に記入しなさい。なお、計算結果に端数が生じる場合、1口未満は切上げとし、税額の計算において円未満は切捨てとすること。

* 下書き欄（解答は解答用紙に）